

## 遊休農地調査について

8月20日から10月30日にかけて、「農地利用状況調査」(耕作されていない農地「遊休農地」の調査)を実施しました(1,242筆実施)。

農業委員や農地利用最適化推進委員が、目視で農地の状況を確認して、遊休化している可能性のある農地については、さらに詳しく調査を行います。

遊休農地は農地法において、①「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」、②「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地(①の農地を除く)。」と定義されています。かけがえのない農地を守るために、遊休農地の発生防止と解消を進めましょう。

## 遊休農地の利用意向調査について

平成27年農業委員会法改正により『遊休農地措置を含む「農地等の利用の最適化の推進』(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進)が農業委員会の必須業務』として位置付けられました。

農業委員会では農地法第30条・第32条に基づく利用状況調査及び遊休農地に係る現地調査を実施し、遊休農地の利用意向調査を行います。

まずは、遊休農地にしないことが大切です。農業委員会からの意向確認にはきちんと意思表示し、自ら耕作を再開するか、市街化調整区域内農地の場合は農地中間管理機構等を通じて担い手に貸し付けるなどしましょう。



## 農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦・応募について

任期満了に伴い、農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦・応募を受け付けします。

**募集期間：令和2年3月16日(月)～同年4月13日(月)【必着】**

募集方法：  
・募集要項をご確認いただき、指定の推薦申込書または応募申込書に必要書類を添えて、提出してください。  
・募集要項及び指定の様式は、市ホームページ(3月14日から掲出)に掲載するほか、農業委員会事務局、市農林水産課、各市民センターに用意しています。  
・両委員は、重複して推薦・応募することができますが、兼職はできません。

募集人数：農業委員18人、農地利用最適化推進委員24人

任期：令和2年7月20日～令和5年7月19日(3年間)

※資格等、詳細については、募集要項をご覧ください。

※受付期間の中間及び期間終了後に、提出された推薦及び募集内容の一部を市ホームページで公表します。

問合せ先：農業委員会事務局 TEL 077-528-2680

提出先：農業委員会事務局(市役所新館6階)